

～医療費についてのご案内～

<70歳未満の方>

- 医療費の自己負担限度額は下記の金額となります。
- 下記の金額にて窓口でお支払いいただくには、『限度額適用認定証』または、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提出いただく必要があります。(※手続きの窓口は、ご加入の健康保険によって異なります。お早めにお手続きください。)
- 限度額適用認定証の提出がない場合、請求額を一旦全額お支払いいただき、後日ご自身での払い戻しの手続きが必要となります。

区分	月ごとの自己負担限度額
区分ア ・健保：標準報酬月額83万円以上 ・国保：年間所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1% 【140,100円】
区分イ ・健保：標準報酬月額53万～83万円未満 ・国保：年間所得600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000)×1% 【93,000円】
区分ウ ・健保：標準報酬月額28万～53万円未満 ・国保：年間所得210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【44,400円】
区分エ ・健保：標準報酬月額28万円未満 ・国保：年間所得210万円以下	57,600円 【44,400円】
区分オ 被保険者が市区町村民税非課税者等	35,400円 【24,600円】

※過去12ヶ月以内に、3回以上高額療養費に該当した月があった場合は、4ヶ月目からの「自己負担限度額」が下がり【 】内の額となります。

ご入院される患者様・ご家族へ

<70歳以上の方>

●医療費の自己負担限度額は下記の金額となります。

●70歳以上75歳未満の方は『高齢受給者証』、75歳以上の方は『後期高齢者医療被保険者証』を、非課税世帯の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』、I II課税所得の方は、『限度額適用認定証』も病院窓口で保険証とともに提示してください。

所得		負担割合	月ごとの自己負担限度額	
			外来	外来+入院
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万以上	3割	252,600円+(医療費-842,000)×1% 【140,100円】	
	Ⅱ 課税所得 380万以上	3割	167,400円+(医療費-558,000)×1% 【93,000円】	
	Ⅰ 課税所得 145万以上	3割	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【44,400円】	
一般 課税所得 145万未満		1割 又は 2割	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 【44,400円】
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	1割		15,000円

※過去12ヶ月以内に、3回以上高額療養費に該当した月があった場合は、4ヶ月目からの「自己負担限度額」が下がり【 】内の額になります。

～食事代についてのご案内～

区分			食事療養標準負担額
現役並み所得者・一般			1食につき460円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
		過去12ヶ月で90日を超える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ		1食につき100円

<住民税非課税世帯の方へ>

●70歳未満の方は、『標準負担額減額認定証』、70歳以上の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口に出すことで、食費の減額が受けられます。お忘れなくご提示ください。

～手続きの窓口～

医療費・食事代の手続きは、ご加入の健康保険によって申請先が異なります。

申請は、直接窓口か、保険によっては郵送で行うこともできます。

- *全国健康保険協会加入の方 ⇒ 管轄の健康保険協会に申請します。
- *国民健康保険の方 ⇒ お住まいの区役所・または市町村役場に申請します。
- *共済組合・健康保険組合の方 ⇒ 加入されている組合の担当窓口申請します。
- *後期高齢者医療の方 ⇒ お住まいの区役所・または、市町村役場に申請します。

※ご不明な点がございましたら、西棟1階MSW課医療ソーシャルワーカーにお声がけください。